（核燃料物質の使用）

第二条の十一の九　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならない。

一　［略］

二　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この号において「プルトニウム等」という。）を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

［イ・ロ　略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　使用施設の通常の操作（使用施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が使用施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

八　非常の場合に構ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第二条の十一の十　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～三　略］

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　略］

［2・3　略］

4　使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（核燃料物質の使用）

第二条の十一の六　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

一　［同上］

一の二　プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

（工場又は事業所内の運搬）

第二条の十一の七　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～三　同上］

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　同上］

［2・3　同上］

4　使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。